消防設備会報

一般社団法人 山梨県消防設備協会

発行所 山梨県甲府市住吉 1-1-11
一般社団法人 山梨県消防設備協会
TEL 055-223-0119 FAX 055-223-0124
URL http://www.y-ssk.or.jp
E-mail y-ssk@y-ssk.or.jp

河口湖

撮影者　村松茂貴 様
撮影地　河 口 湖

その火事を　防ぐあなたに　金メダル

（２０２０年度全国統一防火標語）

年頭にあたって

一般社団法人山梨県消防設備協会
会長　中村巳春

令和３年の輝かしい新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

平素から当協会の事業全般にわたり、会員はもとより山梨県、県下消防本部及び関係諸団体の皆様からの各種事業の推進に深いご理解とご支援ご協力を賜り、心から、厚くお礼申し上げます。

さて、振り返ると、昨年は、経済の先行き不透明感が拭えない状況が続くなか、年明けからは、世界的規模での新型コロナウイルス感染症の拡大という難局に直面し、非常に難しいかじ取りを迫られた一年でありました。

感染拡大の影響が広く実体経済へと波及するなかで、経済活動及び日常の生活等が大きく制限され、私たちが経験したことのない影響が随所に見られました。

消防用設備に携わる者として、火災による被害を軽減するため、消防用設備等の法定点検や適正な機能の確保に努め、社会全体をしっかりと支え続けていくことが責務であり、社会的使命と考えております。昨年までは、誰も予想していなかった事態によって、足元で著しく縮小しており、非常に厳しい状況にあります。

消防用設備に携わる者として、火災による被害を軽減するため、消防用設備等の法定点検や適正な機能の確保に努めなければならないと、意を強くしているところでございます。

特に、法定点検については、有事の際、確実に機能させるためにも、消防設備士の点検業務に対する責任を明確にするとともに、その信頼性の証として、「点検済ラベル」の貼付についても引き続き推奨して参ります。

当協会は、消防設備士及び消防設備点検資格者等に対し、常に新しい知識、技術を習得するための研修会等の開催をはじめ、「消防用設備等点検済表示制度」に基づく点検推進指導員による「調査確認業務」を一層充実強化して、安全・安心な地域づくりに取り組んで参る所存であります。

また、皆様の期待に応えていくためにも、最新の消防行政の情報収集と技術の研鑽に励み、積極的に事業の推進を図り、協会会員一人ひとりが鋭意努力し、さらなる信頼の確保に向けて、関係機関と連携を図り、社会公共の安全保持に全力を尽くす所存でありますので、より一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

結びに、まずは、この新型コロナウイルス感染症の難局を乗り切ることが最優先であり、このような状況にあるからこそ、将来の防災行政の姿を見据えた種まきも重要と捉え、防災行政の課題を解決する役割を一層発揮していかなければならないと考えております。皆様方のご健勝とご健康を心からご祈念申し上げまして新年のご挨拶といたします。

謹賀新年

（一社）山梨県消防設備協会

会長　中村巳春
副会長　柏木忠邦　小山政孝　飯島覚　齊藤鉄也　滝田久仁
理事　飯田清仁　藤本正文　鶴田哲嗣郎　中澤一浩　小泉文一　平山孝　長田三千穂　三浦吉克　鈴木章　丸山初　保坂剛志　宮本繁　古屋正樹　小池春記　清水紀繁　饗場仁紀　雨宮一三　柿島義大　望月英介
監事
常務理事（兼事務局長）
事務局職員一同

年頭のあいさつ

山梨県防災局消防保安課
課長 丸茂敏樹

山梨県消防長会会長
甲府地区広域行政事務組合
消防長 横打幹雄

令和３年の新春を迎えるに当たり、一般社団法人山梨県消防設備協会の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様には、日ごろより本県の消防防災行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、消防庁が昨年10月に公表した令和元年（平成31年）における全国の火災の状況によりますと、人口１万人当たりの出火件数を表す本県の出火率は4.31件と全国平均の2.96件を上回る状況にあり、建物火災が総出火件数の４割を占めていることから、建物火災の防止に取り組むことが重要であります。

また、不特定多数の方が利用する建物や、病院など自力での避難が困難な方を収容する施設には、屋内消火栓設備等の消防用設備を適切に設置することが求められています。

こうした建物などのうち、消防用設備の未設置や適切に機能しないものについて本県では、重大な消防法違反として公表する制度を今年度４月からすべての消防本部で実施しています。

さらに、近年、全国各地で大規模な自然災害が発生し被害が甚大化する中、消防用設備の非常電源として蓄電池や専用受電設備等を用いている場合、長時間の停電により消防用設備が有効に機能しなくなるなど、防火対策に支障を生じることが懸念され、課題の一つとなっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大が心配される状況がありますが、会員の皆様には、日ごろより培った知識や技術を活用して消防用設備の点検を行っていただき、引き続き消防用設備の適切な設置や維持管理、所有者への啓発などに御協力いただけますようお願いいたします。

結びに、一般社団法人山梨県消防設備協会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を御祈念申し上げ、年頭の御挨拶といたします。

令和３年の輝かしい新春を迎え、一般社団法人山梨県消防設備協会の皆様方におかれましては、健やかに新年を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

また、平素より消防行政の円滑な推進に格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年、国内で発生した主な災害を顧みますと、７月に福島県郡山市の改修工事中の飲食店において爆発事故が発生し、店舗建物が全壊及び周辺建物260棟余りが損壊したほか、近隣住民など19名が重軽症を負い、工事関係者１名が犠牲となりました。

また、同じく７月に静岡県榛原郡吉田町の家庭用品メーカーの倉庫火災において、活動に当たった消防隊員３名と警察官１名が殉職するという大変残念で痛ましい火災事故が発生しました。

このように昨年は、消防機関が職務を遂行する上で、極めて教訓とすべき災害が発生しましたが、幸いにも県内において大規模な火災はありませんでした。これもひとえに会員の皆様方による火災予防の啓発や消防設備士等の育成と資質向上への取り組みなど、ご尽力の賜物であると感謝申し上げます。

山梨県消防長会といたしましては、県民の皆様の生命、身体及び財産を火災等の災害から守るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底する中で、消防体制の更なる充実強化を図ってまいります。また、重大な消防法令違反建物の公表制度を引き続き実施するなど、違反是正に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の徹底についても継続的に取り組み、予防行政を推進してまいりますので、会員の皆様方にはより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人山梨県消防設備協会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

総務省消防庁からの通知・通達（令和2年4月1日以降の主なもの）

山梨県消防設備協会				
発　番　号	日　　付	あ　て　先	発　信　者	標　　題
消防予第62号	令和2年4月1日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「消防法施行規則の一部を改正する省令」等の公布について
消防消第96号 消防予第77号	令和2年4月1日	各都道府県消防防災主幹部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防 救急課長 予防課長	建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（情報提供）
消防予第92号	令和2年4月7日	特定都道府県知事	消防庁次長	新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第3項に規定する臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方及び臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項について
事　務　連　絡	令和2年4月8日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について （情報提供）
消防予第96号	令和2年4月9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況調査における報告期限の変更について
消防予第101号	令和2年4月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令の運用について
事　務　連　絡	令和2年4月30日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	韓国京畿道利川市における新築工事中の倉庫火災の発生について
消防予第124号 消防危第129号	令和2年5月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 危険物保安室長	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について（通知）
事　務　連　絡	令和2年5月26日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁	消防庁予防課	「消防用設備等点検アプリ」（試行版）のリーフレットの送付について
消防予第142号 消防危第144号	令和2年5月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 危険物保安室長	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防関係手続における押印の省略について（通知）
消防予第138号	令和2年5月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	厨房用簡易型自動消火装置に係る技術ガイドラインについて（通知）
事　務　連　絡	令和2年6月1日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について
事　務　連　絡	令和2年6月19日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁 危険物保安室	建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインを踏まえた危険物施設における風水害対策の推進について（情報提供）
消防総第455号	令和2年6月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁総務課長	消防法令等に基づく各種手続における旧姓の併記について（通知）
事　務　連　絡	令和2年8月5日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	令和2年1月から同年3月までに発生した製品火災に関する調査結果について
消防予第227号	令和2年8月11日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について
消防予第310号	令和2年9月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁予防課長	改正火災予防条例（例）の運用について（通知）
消防予第312号	令和2年10月1日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間を定める件の一部を改正する件」等の公布について
事　務　連　絡	令和2年10月29日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁	消防庁予防課	不適切な消防用設備等点検における注意喚起リーフレットの送付について
消防予第365号	令和2年11月18日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁長官	住宅用火災警報器設置対策基本方針の改正について

※詳細については、総務省消防庁のホームページをご覧ください。(https://www.fdma.go.jp/)

2020年度
全国統一防火標語

**『その火事を
防ぐあなたに
金メダル』**

年度	入選作品	防火ポスターモデル
2015年度	無防備な　心に火災が　かくれんぼ	松岡 茉優さん
2016年度	消しましょう その火その時 その場所で	平　祐奈さん
2017年度	火の用心　ことばを形に　習慣に	清原 果耶さん
2018年度	忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認	小嶋 真子さん
2019年度	ひとつずつ いいね！で確認 火の用心	秋元 真夏さん

【2020年度全国統一防火ポスター】

通達・通知等

消 防 予 第 62 号
令和２年４月１日

各都道府県知事
各指定都市市長　殿

消防庁次長
（公印省略）

「消防法施行規則の一部を改正する省令」等の公布について

「消防法施行規則の一部を改正する省令」（令和２年総務省令第 35 号）、「消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件」（令和２年消防庁告示第２号）、「消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」（令和２年消防庁告示第３号）及び「消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」（令和２年消防庁告示第４号）が令和２年４月１日に公布されました。

今回の改正は、「令和元年度火災予防の実効性向上作業チーム」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院教授）において、消防行政に係る行政手続きの利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進に係る検討を行った結果を踏まえ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号。以下「規則」という。）等で定めている各様式において求めている押印のうち、本人性等の確認が必ずしも必要とされない者の押印については不要とするため、各様式中の㊞マークを削除するとともに、所要の規定の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一　改正内容に関する事項

次の表のとおり、規則等で定めている各様式において求めている押印のうち、本人性等の確認が必ずしも必要とされない者の押印については不要とするため、各様式中の㊞マークを削除するとともに、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

【届出・報告等が必要なもの】	【現行の要押印者】	【改正後の要押印者】	【届出様式】
防火管理に係る消防計画 （消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第３条の２第１項）	防火管理者 管理権原者	防火管理者	規則別記様式第１号の２ （規則第３条第１項関係）
防災管理に係る消防計画 （令第 48 条第１項）	防災管理者 管理権原者	防災管理者	規則別記様式第１号の２ （規則第 51 条の８第１項関係）
全体についての防火管理に係る消防計画 （令第４条の２第１項）	統括防火管理者 管理権原者	統括防火管理者	規則別記様式第１号の２の２の２ （規則第４条第１項関係）
全体についての防災管理に係る消防計画 （令第 48 条の３第１項）	統括防災管理者 管理権原者	統括防災管理者	規則別記様式第１号の２の２の２ （規則第 51 条の 11 の２関係）
消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証 （消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の３の２）	消防長又は消防署長 検査員	消防長又は消防署長	規則別記様式第１号の２の３の２ （規則第 31 条の３第４項）
消防用設備等試験結果報告書 （法第 17 条の３の２）	試験実施者	－	平成元年消防庁告示第４号別記様式第１から別記様式第 38 まで （規則第 31 条の３第５項）
防火対象物点検結果 （法第８条の２の２第１項）	防火管理者 立会者	－	平成 14 年消防庁告示第８号別記様式第２ （規則第４条の２の４第３項関係）
防災管理対象物点検結果 （法第 36 条第１項）	防災管理者 立会者	－	平成 20 年消防庁告示第 19 号別記様式第２ （規則第 51 条の 12 第２項関係）

※要押印者を見直すことにより、各届出・報告等に係る責任関係等に変更が生じるものではありません。

第二　施行期日に関する事項

改正する省令及び告示は、公布の日から施行する。ただし、施行日から起算して６月を経過するまでの間は、改正前の様式を使用することができることとする。

事　務　連　絡
令和２年10月29日

各都道府県消防防災主管課
東　京　消　防　庁　御中

消防庁予防課

消防用設備等点検パンフレットの送付について

小規模な防火対象物の関係者が御自身で点検及び報告を行っていただくことを支援するため、消火器、非常警報器具、誘導標識及び特定小規模施設用自動火災報知設備の点検方法並びに点検結果報告への記載方法等について、パンフレットを作成しました。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知するとともに、下記により各消防本部への配布をお願いします。

また、消防庁では、本パンフレットのほかに、「消防用設備等点検アプリ（試行版）」（URL：https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html）を、令和２年３月31日より提供しておりますので、併せてご活用ください。

記

１　配布方法について
当課から各都道府県消防防災主管課及び東京消防庁に配送します。各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の消防本部（指定都市消防本部を含む。）へ配布願います。なお、各消防本部への配布部数については、各都道府県内の実情に応じて決定してください。

２　その他
リーフレットの電子データは、消防庁ホームページに掲載しますので、必要に応じ、ダウンロードして活用してください。
（URL：https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/prevention001_18_tenken_pamphlet.pdf）

事　務　連　絡
令和２年10月29日

各都道府県消防防災主管課
東　京　消　防　庁　御中

消防庁予防課

不適切な消防用設備等点検における注意喚起リーフレットの送付について

消防用設備等の点検において、不適切な点検業務が行われている事例が報告されております。このことから、防火対象物の関係者に対して不適切な点検が行われている実態を注意喚起し、点検業務が適正に行われるようにすることを目的に、リーフレットを作成しました。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知するとともに、下記により各消防本部への配布をお願いします。

記

１　配布方法について
当課から各都道府県消防防災主管課及び東京消防庁に配送します。各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の消防本部（指定都市消防本部を含む。）へ配布願います。なお、各消防本部への配布部数については、各都道府県内の実情に応じて決定してください。

２　その他
リーフレットの電子データは、消防庁ホームページに掲載しますので、必要に応じ、ダウンロードして活用してください。
（URL：https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/prevention001_19_hutekisetsu_leaflet.pdf）

消防用設備等には定期点検が必要です。

消防用設備等点検報告制度とは

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。(消防法第17条の3の3)

点検の種類と期間

機器点検　**6カ月に1回実施**

1. 消防用設備等に付置される非常電源(自家発電設備に限る)。又は動力消防ポンプの正常な作動。
2. 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項。
3. 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項。

総合点検　**1年に1回実施**

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類に応じて実施する点検。

点検実施者

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検有資格者に点検させなければならない。

1. 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物。
2. 延べ面積1000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの。
3. 特定一階段等防火対象物。

報　告

防火対象物の関係者は点検結果を、維持台帳に記録するとともに、次の1及び2に示す期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあっては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

1. 特定防火対象物　**1年に1回**
2. 左記以外　**3年に1回**

※特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物等で不特定多数の者又は災害時に援護が必要なものが出入りする施設(消防法施行令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物)

適切な消防用設備等点検を実施しましょう!

消防用設備等の点検は、適切に行われていますか?

御自身の建物に設置されている消防用設備等の点検について、次の4つの事例を参考にチェックしてください。

✕ 無資格者が点検をしていた

消防設備士又は消防設備点検資格者による点検を依頼していたにもかかわらず、無資格者が自動火災報知設備の点検を実施していた。

消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、消防機関に報告する場合は、点検作業が始まる前に、点検に従事する各作業員(資機材の搬送等の補助的な作業のみを行う者を除く)が免状を保有しているか確認しましょう。

✕ 全階を点検していなかった

地上5階のビルにおいて、1階・3階・5階の店舗の消防用設備等は点検されていたが、2階・4階の店舗は点検されていなかった。

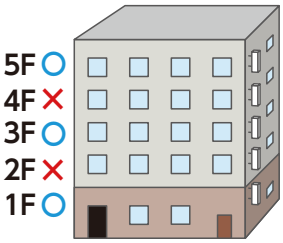

点検の対象は「建物に設置されている全ての消防用設備等」です。各階全ての点検を依頼していたにもかかわらず、点検業者が、一部のみの点検で作業終了としていないか、点検作業の実施状況を確認しましょう。

✕ 事実と異なる報告をしていた

自動火災報知設備の感知器が故障していることが確認されたが、点検結果報告書では、改善していないのにもかかわらず「不備なし」として報告していた。

点検の結果を、事実通りに記載しなければなりません。報告書に記載されている内容が「実際の点検結果」と相違無いかどうか、点検作業の実施状況を確認するとともに、報告書の届出前にしっかりと確認しましょう。不備については、適切に改善しましょう。

✕ 点検期間のルールを守っていなかった

機器点検を1年に1回、総合点検を3年に1回しか実施していなかった。

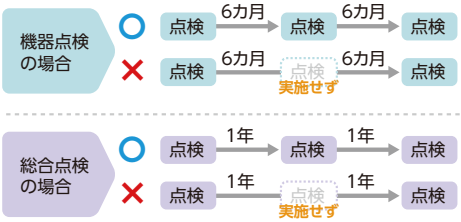

機器点検は6ヶ月毎に、総合点検は1年毎に実施してください。また、建物関係者は、法令により点検を行った結果を「維持台帳」に記録することとなっていますので、点検を実施したら、その結果を維持台帳に記録しましょう。

具体的な点検要領、報告様式の記載方法等、詳しくはお近くの消防機関にご相談ください。

FDMA 住民とともに
消防庁
Fire and Disaster Management Agency
https://www.fdma.go.jp/

ご相談はお近くの消防署まで

令和２年春の褒章
当協会　中村 巳春 会長 「黄綬褒章」受章

永年にわたり消防防災関係事業に貢献された功績により、当協会　会長　中村　巳春氏（有限会社中村ポンプ工作所　代表取締役）が令和２年春の褒章「黄綬褒章」を受章されました。当初伝達式(消防関係)は、５月１９日(火)の予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の防止により中止となり、８月２８日(金)褒章受章者本人の宮殿内見学と写真撮影に参加しました。

当協会の活動にあたっては、平成２０年から理事、平成２２年から副会長、平成３０年からは会長として協会の運営に積極的に取り組み、協会の組織力の強化と事業拡充等に多大な貢献をされています。

この度の栄えあるご受章を、協会員一同、心からお祝い申し上げますとともに、今後の益々のご活躍をお祈り申し上げます。

中村 巳春 会長

勲章・勲記

皇居にて春の褒章受章者

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰受賞

令和2年度消防設備関係功労者等表彰式が、11月6日(金)東京都港区元赤坂の明治記念館において開催され、永年協会の業務に貢献し、消防用設備の設置や維持管理の適正化の推進に尽力され、防火対象物の関係者に対し保守点検の重要性を啓発し、防火意識の高揚に努めた功績により次の方々が受賞されました。なお、当協会の受賞者2名につきましては新型コロナウィルスの感染予防対策により欠席されました。

消防設備保守関係者表彰

藤本　正文 様

（一般社団法人山梨県消防設備協会 理事
中央電気株式会社 代表取締役）

消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰

五味防災 様

（代表者 五味 正司 様）

『第35回危険業務従事者叙勲』受章について

【上申：甲府地区広域行政事務組合消防本部】

一般社団法人　山梨県消防設備協会　前事務局長で現在、当協会の点検推進指導員として、勤務しております森澤　博（前職：甲府地区広域行政事務組合消防本部（消防監））様が、警察や消防、自衛隊など危険性の高い業務において貢献した人を対象とした令和2年秋の第35回危険業務従事者叙勲を受章いたしました。

令和２年中の主要事業

●1月22日(水)・23日(木)　甲乙同時防火管理新規講習実施

会場：山梨県自治会館

甲乙同時防火管理新規講習受講状況

講習区分	受講申請者	未受講者（欠　席）	受講者（修了者）
甲　種	122	7	115
乙　種	13	1	12

甲乙同時防火管理新規講習

●1月27日(月)・28日(火)・29日(水)消防設備士試験準備講習実施

会場：山梨県中小企業人材開発センター（27・28日）
　　山梨県電気会館(29日)

消防設備士試験準備講習受講状況

	試験準備受講者数		
	受講申請者	欠　席　者	受　講　者
甲、乙種第１類	1	0	1
甲、乙種第４類	3	0	3
乙 種 第 6 類	2	0	2
合　計	6	0	6

※消防設備士試験は下記のとおり。
　試験日：第１回：令和元年８月25日（日）
　　第２回：令和２年３月１日（日）
　会　場：山梨英和大学

消防設備士試験準備講習

（１類）

（４類）

（６類）

●2月4日(火)　山梨県予防事務連絡協議会開催

会場：山梨県電気会館

山梨県予防事務連絡協議会を開催し、県から山梨県防災局消防保安課課長代理　鎮目忠昭総括課長補佐、消防機関から中澤勝也山梨県消防長会会長はじめ、県消防保安課から課長補佐、主任の2名、県下各消防本部から予防主管課長等16名、当協会からは役職員16名が出席して予防行政上の諸問題について協議した。

予防事務連絡協議会

●2月27日(木)　消防用設備等点検済表示管理委員会・幹事会実施

山梨県電気会館１階会議室において消防用設備等点検済表示制度推進要綱に基づく表示登録会員の更新及び新規登録について、山梨県防災局消防保安課　若尾哲夫課長並びに山梨県防災局消防保安課石原光司課長補佐、県下消防本部担当課長及び予防事務担当者等により厳正な審査が行われた。

結果77社が当該審査に合格し、表示登録会員として登録された。

委員会

幹事会

●4月24日(金) 令和元年度決算監査

令和元年度収入支出決算監査が、協会会議室において細田安孝監事、古屋正樹監事、饗場紀仁監事によって行われ、会長及び事務局長以下職員が諸帳簿を提出して監査を受けた。

●6月17日(水) 第8回通常総会開催

令和２年度通常総会を山梨県電気会館において開催し、令和元年度事業報告並びに令和２年度事業計画及び収支予算書について報告、令和元年度貸借対照表及び正味財産増減計算書について審議され、原案とおり承認された。本年は役員改選の年であり、中村巳春会長が再選された。新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止の観点から本年は出席者を当協会役員とし、例年開催していた表彰式及び懇親会は中止とした。

令和２年度山梨県知事表彰を、株式会社東ポン商会　代表取締役　鈴木章様が受賞し、一般社団法人山梨県消防設備協会会長表彰の優良保守点検事業者表彰に深澤良様(太平ビルサービス株式会社甲府支店　取締役支店長)、西川一徳様(穴水株式会社　代表取締役)、雨宮一三様(株式会社小瀬防災設備　代表取締役)が受賞した。

中村会長あいさつ

総会の様子

新正副会長及び常務理事

山梨県知事表彰　鈴木　章 様

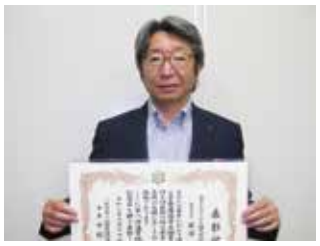
会長表彰　深澤　良 様

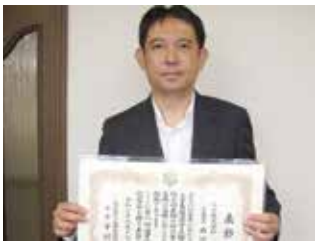
会長表彰　西川一徳 様

会長表彰　雨宮一三 様

●7月15日(水) 防火管理再講習実施

会場：山梨県電気会館

防火管理再講習受講状況

講習区分	受講申請者	未受講者（欠 席）	受講者（修了者）
防火管理	24	1	23

防火管理再講習

●8月5日(水)・6日(木) 甲乙同時防火管理講習実施

会場：山梨県自治会館

甲乙同時防火管理講習受講状況

講習区分	受講申請者	未受講者（欠 席）	受講者（修了者）
甲　種	78	14	64
乙　種	10	1	9

甲乙同時防火管理講習

●8月26日(水) 防災管理新規講習

会場：山梨県電気会館

防災管理新規講習受講状況

講習区分	受講申請者	未受講者（欠 席）	受講者（修了者）
防災管理	43	7	36

防災管理新規講習

●9月2日(水)・8日(火)・9日(水)・10日(木)・18日(金)・23日(水)消防設備士法定(義務)講習実施

会場：山梨県自治会館(2日)
山梨県電気会館(8・9・10日)
山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）(18・23日)

消防設備士法定（義務）講習受講状況

講習区分	受講申請者	欠席者	受講者
特殊消防設備	7	0	7
消火設備	63	1	62
警報設備	133	1	132
避難設備・消火器	89	0	89
計	292	2	290

（特殊消防設備）

消防設備士法定（義務）講習

（警報設備）

（消火設備）

（避難設備・消火器）

●9月15日(火)・16日(水) 甲種防火管理新規講習実施

会場：山梨県電気会館

甲種防火管理新規講習受講状況

講習区分	受講申請者	未受講者（欠 席）	受講者（修了者）
甲　種	58	3	55

甲種防火管理新規講習

●10月13日(火)・14日(水) 甲種防火管理新規講習実施

会場：山梨県電気会館

甲種防火管理新規講習受講状況

講習区分	受講申請者	未受講者（欠 席）	受講者（修了者）
甲　種	60	7	53

甲種防火管理新規講習

●10月20日(火)・21日(水) 甲種防火管理新規講習実施

会場：山梨県電気会館

甲種防火管理新規講習受講状況

講習区分	受講申請者	未受講者（欠 席）	受講者（修了者）
甲種	60	8	52

甲種防火管理新規講習

●11月10日(火)・11日(水) 甲種防火管理新規講習実施

会場：山梨県電気会館

甲種防火管理新規講習受講状況

講習区分	受講申請者	未受講者（欠 席）	受講者（修了者）
甲　種	58	5	53

甲種防火管理新規講習

●11月19日(木)・20日(金) 消防設備点検資格者再講習(第1種・第2種)実施

会場：山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）

消防設備点検資格者再講習受講状況

再講習実施区分	第１種	第２種	計
受講申請者数	78	82	160
欠席者数	0	0	0
再講習修了証明済者数	73	82	160

消防設備点検資格者再講習

第1種

第2種

●11月22日(日) 令和2年度山梨県地震防災訓練参加

令和２年度山梨県地震防災訓練が、富士川町鰍沢小中学校校庭をメイン会場として付近一帯で実施され、当協会から事務局職員２名が参加して、消防防災機器の展示啓発活動を行った。

山梨県地震防災訓練展示啓発活動

地震防災訓練の様子

●12月1日(火)～3日(木)消防設備点検資格者講習(第1種)実施
12月7日(月)～9日(水)消防設備点検資格者講習(第2種)実施

会場：山梨県電気会館

消防設備点検資格者講習受講状況

種　別	第１種	第２種
受講申請者	49	43
欠席者	7	7
受講者	42	36

消防設備点検資格者講習

第１種

第２種

●12月14日(月)・15日(火) 甲種防火管理新規講習実施

会場：山梨県電気会館

甲種防火管理新規講習受講状況

講習区分	受講申請者	未受講者（欠 席）	受講者（修了者）
甲　種	66	1	65

甲種防火管理新規講習

点検推進指導員の活動

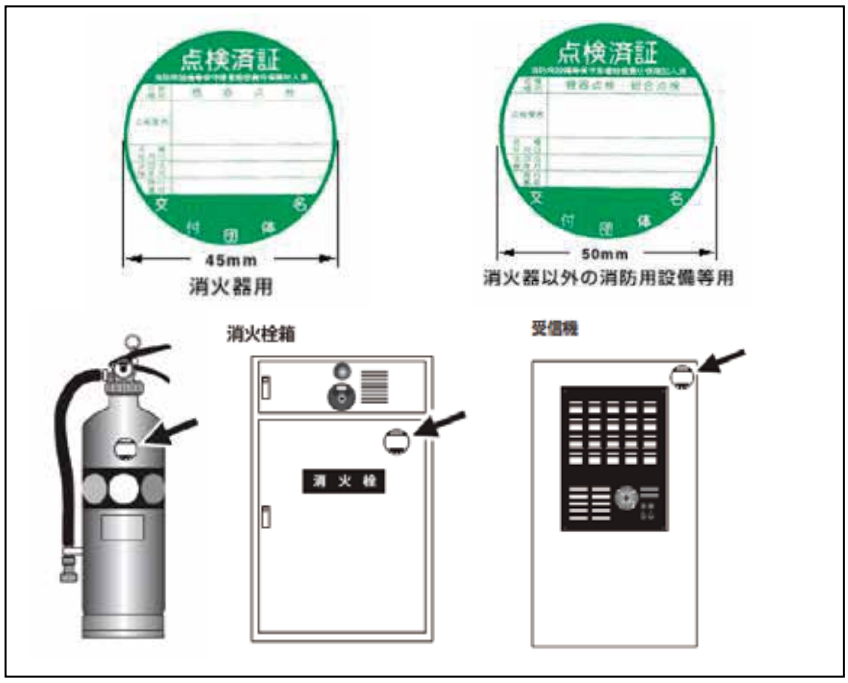

防火対象物の消防用設備等について点検推進指導員による確認調査

防火対象物の関係者は、設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防機関に報告することが義務付けられております。その点検実施者で、消防用設備等点検済表示管理委員会が認めた表示登録会員は、点検で機能が正常であるものに対しては適正の証として点検済票（ラベル）をはることとなっています。その点検済票の貼付状況について、山梨県内の防火対象物を点検推進指導員によって、適正な表示であるか確認調査等を実施しております。

会員だより

弊社本社の建替の為、仮移転を行いました！！！

鶴田電気株式会社
甲府市中央5-2-30（仮社屋）

昭和７年（1932年）に創業し、甲府大空襲で焼失。再建しそれ以来同所で営業してまいりましたが、周辺道路整備と建物の老朽化の為、弊社本社を建替える運びとなりました。先日社員を集めて一斉に片付けを行い、大量のごみや余剰材料を捨てました。普段からの整理整頓・断捨離の大切さを痛感、反省しました。しかし捨てず取っておく精神のおかげで昔懐かしいテレビや写真が出てきましたので創業90年を目前に会社の歴史を振り返る良いきっかけとなりました。

【昭和47年（1972年）当時の弊社本社の写真】

【昔懐かしい形のテレビ】

【社員一斉清掃】

2020年12月7日（月）から仮事務所にて営業開始となり、2021年1月より旧社屋の解体工事が始まり、創業90周年を迎える2022年春頃に新社屋が竣工する予定です。

【最後に解体する本社の前で集合写真】

新社屋竣工を機に会社として更にパワーアップして新たな気持ちで邁進していきたいと思いますので今後も宜しくお願い致します。

消防自動車・消防用品・消防設備保守点検・他

有限会社　中村ポンプ工作所

代表取締役　中 村 巳 春

〒400-0856　山梨県甲府市伊勢1-5-16

TEL 055-233-3629　FAX 055-232-7373

総合電気設備工事

株式会社　柏木電工

kashiwagi Denko Co.,Ltd.

代表取締役　会長　柏 木 忠 邦

代表取締役　社長　柏 木 浩 司

〒402-0056　山梨県都留市つる１丁目14-14

TEL 0554-43-0221　FAX 0554-43-0503

総合電気設備・消防設備設計施工

株式会社　小 山 電 気

代表取締役　小 山 政 彦

会　　長　小 山 政 孝

〒406-0801山梨県笛吹市御坂町成田1752-1

TEL(055)263-4151　FAX(055)263-4152

消防用設備・設計・施工・保守・販売

有限会社　**宝 防災設備**

代表取締役　飯 島　覚

〒400-0074　山梨県甲府市千塚2丁目4-27

TEL 055-251-3500　FAX 055-251-3552

電灯・電力・発電所・ネオン・
照明デザイン設計施工・家庭電化機器

株式会社　滝田電気商会

〒407-0175　韮崎市穂坂町宮久保5140－1

TEL　0551-22-0053

FAX　0551-22-9489

イイダ電設株式会社

代表取締役　飯 田　清 仁

南アルプス市飯野3702-1

中央電気株式会社

CHUO DENKI CORPORATION

代表取締役社長　藤 本 昌文巳

山梨県甲府市下飯田二丁目７番１３号

TEL 055－226－2111　FAX 055－226－2112

メールアドレス　chuden@crux.ocn.ne.jp

「人に夢　くらしささえる　新技術」

鶴田電気株式会社

代表取締役社長　鶴 田 哲 嗣 郎

本　　社 〒400-0032　山梨県甲府市中央四丁目５番23号
TEL055-235-1581　FAX055-222-1901

東京支店 〒141-0031　東京都品川区西五反田一丁目４番８号
秀和五反田駅前レジデンス８１１
TEL03-6417-0058　FAX03-6417-0258

電気設備、電気通信設備・建築設備診断、評価、維持、保全

タツミエンジニアリング株式会社

TATSUMI

代表取締役社長　中 澤　一 浩

本社〒400-0858
甲府市相生1-5-12
TEL 055-228-5661
FAX 055-228-5683

甲府西営業所 〒400-0112
甲斐市名取283-6
TEL 055-276-9921
FAX 055-276-9929

冷暖房・給排水衛生設備・リフォーム　設計施工

富士冷暖株式会社

〒400-0041　山梨県甲府市上石田3-17-13

TEL:055-226-1451　FAX:055-228-5325

URL　http://www.fuji-reidan.com

あなたの快適生活に確かな技術！　早く・安く・正確に!!

冷暖房・給排水　消防設備　設計施工

NEKKEN

㈱熱研メンテナンス

南都留郡富士河口湖町小立5451番地3

ISO9001 認証取得

TEL. 0555−83−5211
FAX. 0555−83−5212

株式会社　東ポン商会

代表取締役　鈴木　章

〒400-0852　山梨県甲府市七沢町174

TEL 055-235-6997　FAX 055-232-3871

消防自動車・消防用品・消防設備保守点検・他

総合防災設備・設計・施工・保守

第一防災設備工業株式会社

代表取締役　丸 山　初

〒400-0066　山梨県甲府市新田町10-13

TEL 055-220-7313　FAX 055-220-7314

CENTISE21

株式会社 センティス21

代表取締役社長　保坂 剛志

〒400-0045　山梨県甲府市後屋町363

TEL 055-243-6851　FAX 055-243-6905

消防設備士２０名在籍・防犯設備士５名在籍

消火器　防災設備設計工事保守　消防用品　消防自動車
消防ポンプ　オイル除去用品　AED販売

東八防災株式会社

TOHACHI BOUSAI SERVICE

www.tohachi.co.jp
miyamoto@tohachi.co.jp

〒406-0806　山梨県笛吹市御坂町八千蔵287-1

TEL 055-262-6024　FAX 055-262-6072

塩山防災設備

安心・安全のパートナー

消防設備士　古屋　正樹

404-0045
山梨県　甲州市　塩山上塩後　1014-1

TEL0553398383
FAX0553398787

Eメール　eb.2ru83@sky.plala.or.jp
携帯　090-8309-2400

消防用設備等機器の
施工・販売・保守・申請書類

株式会社　富士五湖防災

代表取締役　小池（こいけ）　春記（はるき）

〒401−0301
山梨県南都留郡富士河口湖町船津 6663-63
TEL 0555−23−2878
FAX 0555−23−2867

IK セントラル

セントラル防災株式会社

代表取締役　清水　繁紀

〒400-0047　山梨県甲府市徳行4丁目12-2

TEL 055-228-2525　FAX 055-228-3687

GOKO DENKO

五光電工株式会社

代表取締役社長　饗場　紀仁

〒400-0034　甲府市宝一丁目36番1号
TEL　055-226-2421
FAX　055-226-3840

消防設備保守・点検・販売

身延総合設備株式会社

代表取締役　柿 島　正 士

〒409-2539
山梨県南巨摩郡身延町小田船原１１５７
TEL 0556-62-0710㈹ FAX 0556-62-0938
Eメール m-sougou@iris.ocn.ne.jp

熱・水・空気のフレキシビリティを創造する

綜合設備・設計施工

株式会社 一水工業

河口湖テクニカルセンター　〒401-0301 富士河口湖町船津 6601-1
TEL0555-83-5111 FAX0555-83-5115
本　社　〒403-0004 富士吉田市下吉田 7-25-22
TEL0555-22-0395 FAX0555-22-0465
営業所 甲府・沼津・西東京

山梨県消防設備協会会員

太陽防災有限会社

代表取締役　中西　正敏

〒409-0623　山梨県大月市七保町葛野235
TEL 0554-22-6399　FAX 0554-22-5844

株式会社　ツヅキ通信特機

代表取締役　本田 茂之

〒400-0053　甲府市大里町5080
TEL (055) 243-5500
FAX (055) 243-5510

株式会社エー・ティ・ピー

代表取締役　川田　毅

〒400-0034　山梨県甲府市宝2丁目21-6
アローズビル204号
Mobile　090-3230-1862
TEL055-242-7889
FAX055-244-7833

株式会社 サン防災

能美防災株式会社山梨県代理店

〒405-0077 山梨県笛吹市一宮町坪井1005
TEL（0553）47-2108㈹
FAX（0553）47-3022

源 防災設備工業有限会社

代表取締役　平塚　源

〒403-0011　山梨県富士吉田市新倉3023-4
TEL 0555-24-0119　FAX 0555-24-0149

日頃の保守・点検が命を守ります

生命・財産を守る

消防ポンプ・消防設備・点検・防災機器

三和防災株式会社

代表取締役　廣瀬　力

〒405-0031　山梨県山梨市万力827-2
TEL(0553)22-5188　FAX(0553)22-5319

株式会社アスロック

代表取締役　小林　正樹

〒400-0053　甲府市大里町1895-7
TEL　055-243-3631
FAX　055-241-1044

株式会社マルアイ産機

おかげ様で50周年 50th

本　社
〒400-0828 山梨県甲府市青葉町7-10
TEL(055)232-2323　FAX(055)237-7255

北杜事務所　〒407-0204 山梨県北杜市明野町上手2093
TEL(0551)25-7072　FAX(0551)25-7073

南アルプス事務所　〒400-0334 山梨県南アルプス市藤田 2491-7
TEL(055)280-1050　FAX(055)280-1060

市川三郷事務所　〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1577-1
TEL(055)278-8177　FAX(055)278-8178

-取扱品目-

印刷関係・洋紙
文具・紙製品・農業資材全般
包装資材・OA機器
オフィス家具・高齢者福祉家具・図書館家具
学校用家具・造作家具・内装工事・高度管理医療機器

【内装仕上工事業】
山梨県知事許可（般-27）　第9479
【高度管理医療機器等販売業】
山梨県知事許可　第8286

お客様のビジネスに最適なICTをご提案します

◇進化した複合機「IMCシリーズ」
◇プリントワークを変える「オルフィス」
◇脅威からオフィスを守る「UTM」
◇改善ニーズに応える「業務ソフト」

株式会社マルモ

URL　http://www.marumo-c.com
営業本部　/ 中央市流通団地2-3-5　TEL 055-273-5500
吉田営業所　/ 富士吉田市下吉田3-33-3　TEL 0555-22-3875

あなたに一番近い企業です
KYONANDO PRINT CO.,LTD
Planning
Print
株式会社 峡南堂印刷所
パンフレット・カタログ・封筒・会社案内・ポスター・チラシ・情報誌・名刺
書籍・改ざん防止用紙・各種マニュアル・帳票類 etc
Design
〒400-0031　山梨県甲府市丸の内1丁目10-1
TEL(055)235-2528 FAX(055)220-6000
URL:https://kyonandoprint.co.jp/　E-mail:sales@kyonando.co.jp

一般社団法人　山梨県消防設備協会
会　長　中村　巳春
常務理事兼事務局長　望月　英介
〒400-0851　山梨県甲府市住吉一丁目１番１１
TEL 055-223-0119　FAX 055-223-0124

刊行物頒布価格表

令和３年１月１日
一般社団法人山梨県消防設備協会

	刊行物名		発行日	版・刷数	頒布価格（税込）	出版社
消防設備士試験準備用	消防設備六法　（令和2.4.1内容現在）		令和２年5.25	令和2年度版	2,200	(一財) 日本消防設備安全センター
	消防設備士受験直前対策	第１・２・３類	令和２年4.25	８版	2,255	(一財) 日本消防設備安全センター
		第４・７類	令和２年4.25	８版	1,430	(一財) 日本消防設備安全センター
		第５・６類	令和２年4.25	８版	1,540	(一財) 日本消防設備安全センター
	消防用設備等基本テキスト	消火設備編	令和２年4.25	８版	3,410	(一財) 日本消防設備安全センター
		警報設備編	令和２年4.25	８版	3,300	(一財) 日本消防設備安全センター
		避難器具・消火器具編	令和２年4.25	８版	2,750	(一財) 日本消防設備安全センター
	電気と機械の基礎知識		令和２年3.1	１２版	880	(一財) 日本消防設備安全センター
	◂重要ポイント解説付▸ 消防設備士受験対策例題集	法令編	令和２年4.25	８版	3,025	(一財) 日本消防設備安全センター
		第１類	令和２年4.25	８版	2,640	(一財) 日本消防設備安全センター
		第４類	令和２年4.25	８版	2,860	(一財) 日本消防設備安全センター
		第６類	令和２年4.25	８版	2,420	(一財) 日本消防設備安全センター
一般図書	消防用設備等試験実務必携		令和元年11.1	１１版	3,850	(一財) 日本消防設備安全センター
	消防用設備等点検実務必携		令和２年10.1	１８版	4,180	(一財) 日本消防設備安全センター
	防火対象物・防災管理点検実務必携		令和元年9.1	３版	3,768	(一財) 日本消防設備安全センター

１　注文方法

ご希望の図書がございましたら協会宛にお電話でご連絡ください。
注文書を FAX いたしますのでご返送ください。

２　受取方法と納期

① 協会で受け取る。
② 安全センターから直送、協会からゆうパック等で送付。
恐れ入りますが、送料実費半額をご負担ください。
注文から５日以内で納品予定。

３　支払方法

納品後、請求書を送付いたしますので、お振り込みをお願いいたします。
なお振込手数料は、貴社でご負担ください。

令 和 3 年 度　講 習 予 定 表

一般社団法人山梨県消防設備協会
甲府市住吉 1-1-11　山梨県電気会館内
TEL 055-223-0119　FAX 055-223-0124

講習（試験）名		実施日	受付期間	受講料等
甲種防火管理新規講習		4月27日(火)・28日(水)	3月中旬～3月下旬	令和３年３月下旬以降のＨＰ参照
		5月27日(木)・28日(金)	4月中旬～4月下旬	
		6月29日(火)・30日(水)	5月中旬～5月下旬	
		7月20日(火)・21日(水)	6月上旬～6月中旬	
		9月15日(水)・16日(木)	8月初旬～8月中旬	
		10月13日(水)・14日(木)	9月上旬	
		10月27日(水)・28日(木)	9月中旬～9月下旬	
		11月25日(木)・26日(金)	10月中旬～10月下旬	
		令和4年3月2日(水)・3日(木)	令和4年1月下旬	
甲・乙同時防火管理講習		8月中旬	7月初旬～7月中旬	
		令和4年1月下旬	12月初旬～12月中旬	
防火管理再講習		7月15日(木)	6月初旬～6月中旬	
防災管理新規講習		9月28日(火)	8月中旬 ～8月下旬	
消防設備点検資格者講習	第１種	12月1日(水) ～12月3日(金)	10月25日(月) ～11月12日(金)	
	第２種	12月7日(火) ～12月9日(木)		
消防設備点検資格者再講習	第１種	11月18日(木) ～19日(金)	9月13日(月) ～9月30日(木)	
	第２種			
消防設備士試験準備講習[第１類・第４類・第６類]		7月上旬	6月1日(火) ～ 6月30日(水)	
消防設備士試験		8月・令和4年3月(予定)	未　定	
消防設備士法定(義務) 講習	消火設備	9月上旬	7月12日(月) ～7月28日(水)	
	警報設備			
	避難・消火器			
点検実務者研修会		10月20日(水)	9月13日(月) ～10月8日(金)	
普通救命講習		11月12日(金)	10月4日(月) ～10月29日(金)	

講習（試験）名	講習（試験）会場	受付
◎　防火管理新規講習（４月）	山梨県電気会館２階　大研修室　【甲府市住吉 1-1-11】	（一財）日本防火防災協会
◎　防火管理新規講習（５月）		
◎　防火管理新規講習（６月）		
◎　防火管理再講習（７月）		
◎　防火管理新規講習（７月）		
○　消防設備士試験準備講習（1類・4類・6類）7月	山梨県電気会館１階会議室・２階大研修室　【甲府市住吉 1-1-11】	(一社) 山梨県消防設備協会
◎　甲乙合同防火管理講習（８月）	山梨県自治会館　１階講堂　【甲府市蓬沢 1-15-35】	（一財）日本防火防災協会
◎　消防設備士法定（義務）講習（９月）		(一社) 山梨県消防設備協会
◎　防火管理新規講習（９月）	山梨県電気会館　２階大研修室　【甲府市住吉 1-1-11】	（一財）日本防火防災協会
◎　防災管理新規講習（９月）		
◎　防火管理新規講習（10月）		
○　点検実務者研修会（10月）		(一社) 山梨県消防設備協会
◎　防火管理新規講習（10月）	大月市民会館 3F 講堂【大月市御太刀 2-１１-２２】	（一財）日本防火防災協会
◎　消防設備点検資格者再講習（第1種・第２種）11月	山梨県電気会館　２階大研修室　【甲府市住吉 1-1-11】	(一社) 山梨県消防設備協会
◎　防火管理新規講習（11月）		（一財）日本防火防災協会
○　普通救命講習（11月）		(一社) 山梨県消防設備協会
◎　消防設備点検資格者講習（第１種　第２種）12月		
◎　甲乙合同防火管理講習（令和４年1月）	山梨県自治会館　１階講堂　【甲府市蓬沢 1-15-35】	（一財）日本防火防災協会
◎　防火管理新規講習（令和４年3月）	山梨県電気会館　２階大研修室　【甲府市住吉 1-1-11】	
☆　消防設備士試験	未　定	（一財）消防試験研究センター山梨県支部

注　◎は安全センター・日本防火防災協会・県からの受託事業　○は協会単独事業　☆は他機関（試験センター）の事業

ラベルは、全国統一デザインで安全と信頼の証です。

点検済票

消火器以外用

補助点検済票
（発信機用）

消火器用

消防用設備の安全チェックはこのラベルで!!

補助ラベル

消防用設備等を設置したとき

消火器の薬剤の詰替えをしたとき

点検した結果不良の消防用設備等

ホース耐圧試験済証（漏水なし）

連結送水管耐圧試験済証（漏水なし）

ホース耐圧試験済証（漏水あり）

一般社団法人 **山梨県消防設備協会**
〒400-0851　甲府市住吉1丁目1－11
TEL.055-223-0119　FAX.055-223-0124